

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更（地方課）
- 救急病院の認定（医務課）
- 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良法による換地処分（〃）
- 土地改良事業の認可（〃）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 入会林野整備計画の認可（林務課）

告 示

鳥取県告示第五百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による三軒屋地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（昭和六十一年十一月八日現在の地番による。）
渡町字北神田	渡町字北神田のうち六七二の二の一部、六七二の四の一部、六七三の一、六七三の四、六七四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 三軒屋町字北神田六三一の三の一部、六五七の一の一部、六五七の三から六五七の五までの一部、六六三の三の一部、六六八の三の一部、六五九の一部及びこれらと一体をなす国有地
森岡町字中曾根	森岡町字中曾根七五四の一部、七五五の一部、七五七の一部、七五八の一部、七五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 森岡町字大上七〇九の一の一部、七〇九の三の一部、七一〇の一の一部、七三四の一部、七三五の一の一部、七三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一〇の一、七一一の一、七一二の一、七三六と一体をなす国有地の一部 森岡町字中曾根のうち七三七の一の一部、七五三、七五四の一部、七五五の一部、七五六、七五六の一、七五七の一

森岡町字大上	部、七五八の一の一部、七五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四五、七五一、七五二、七五四と一体をなす国有地の一部以外の区域 三軒屋町字大見山四六七四の一部、四六七五の一部、四六七九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
三軒屋町字南神田	森岡町字大上のうち七〇九の一の一部、七〇九の三の一部、七二〇の一の一部、七三〇の一の一部、七三〇の二の一部、七三二の一の一部、七三四の一部、七三五の一の一部、七三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一〇の一、七一の一、七二二の一、七三六と一体をなす国有地の一部以外の区域 森岡町字中曾根七三七の一の一部 三軒屋町字下川西四三八六の一の一部、四三八六の三の一部
三軒屋町字北神田	三軒屋町字南神田のうち二九六の三の一部、二九七、二九七の三、三軒屋町字北神田のうち六三一の三の一部、六五七の一の一部、六五七の三から六五七の五までの一部、六五九の一部、六六三の三の一部、六六七の一部、六六八の一の一部、六六八の三の一部、六八〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三軒屋町字大見山四六八七から四六九〇までの一部 渡町字北神田六七二の二の一部、六七二の四の一部、六七三の一、六七三の四、六七四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 森岡町字中曾根七五三の一部、七五四の一部、七五六、七五六の一及びこれらと一体をなす国有地

三軒屋町字大見山	三軒屋町字大見山のうち四六七四の一部、四六七五の一部、四六七九の一の一部、四六八七から四六九〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六七〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 三軒屋町字北神田六六七の一部、六六八の一の一部、六八〇の四の一部 森岡町字大上七三〇の一の一部、七三〇の二の一部、七三二の一の一部、七三四の一部 森岡町字中曾根七五三の一部、七五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四五、七五一、七五二、七五四と一体をなす国有地の一部
三軒屋町字下川西	三軒屋町字下川西のうち四三八六の一の一部、四三八六の三の一部以外の区域 三軒屋町字大見山四六七〇の三と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第五百九十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院であると認めためたので、同令第二条の規定により告示する。

昭和六十二年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称
 医療法人同愛会博愛病院

二 所在地

米子市両三柳一八八〇

三 認定の有効期間

昭和六十二年七月十七日から昭和六十五年七月十六日まで

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 大 島 武 夫 西伯郡岸本町坂長八四三一

昭和六十二年六月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長 原 境 西伯郡岸本町坂長八八〇

昭和六十二年六月二十二日就任 任期昭和六十五年七月六日まで

鳥取県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、中浜地区土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る三軒屋地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業（公社営畜産基地建設事業大成地区農用地造成）を昭和六十二年七月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
下甲地区土地改良事業共同施行	非補助事業下甲地区区画整理	昭和六十年三月十日

鳥取県告示第六百号

西伯郡大山町前三三前入会林野整備組合長松原叶から申請のあつた前入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十二年七月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次